



若桜町監査告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和4年2月1日

若桜町監査委員 谷口 秀昭



若桜町監査委員 山本 安雄



記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和4年1月25日(火)
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 にごわい創出課の所管事務のうち、次の事務について職員から口述等を求めて実施した。
 - (1) 主な事業の進捗状況等について
 - (2) 工事・委託事業・備品購入執行状況等について
 - (3) 令和3年11月25日に実施した財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者監査(対象:一般財団法人若桜町観光開発事業団))の際に同法人より提出された、道の駅若桜 桜ん坊の「令和3年度と令和2年度道の駅売り上げ実績比較」に係る次の事項について
 - ① 物販に係る買取販売品目と委託販売品目の決定、判断方法について
 - ② 物販に係る買取及び委託の各品目について
 - (4) その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
 - (1) 所管する工事や事業の進捗状況は適当か。
 - (2) 契約の履行が確実に行われているか。
 - (3) 随意契約による理由は適正か。
 - (4) 委託料、工事請負費等の支出時期及び額は適正か。
 - (5) 検査、検収は確実に行われているか。
 - (6) 契約書等関係書類及び各種帳簿は確実に整備されているか。また、それらの内容は適正か。
 - (7) 3(3)については、公の施設の指定管理者に対する、財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。また、指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。

か。

5 監査の結果

- (1) 3 (3) ①②に係る資料の提出を求め、関係職員からの説明を聴取した。一般財団法人若桜町観光開発事業団と連携をより密にし、今後も指導監督を適切に行っていただきたい。
- (2) 3 (1) (2) (4) について、特に指摘事項なし。

以上